



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月28日(木) 号外(第8号)

目次

ページ

警察本部告示

- 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示(警務課)

2

■ 警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第5号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則(令和3年群馬県警察本部告示第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

別表中8の項を9の項とし、1の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。)
--------------------------------	--

附 則

この告示は、令和6年1月4日から施行する。